

排出事業者責任の範囲と直接契約の範囲は違う

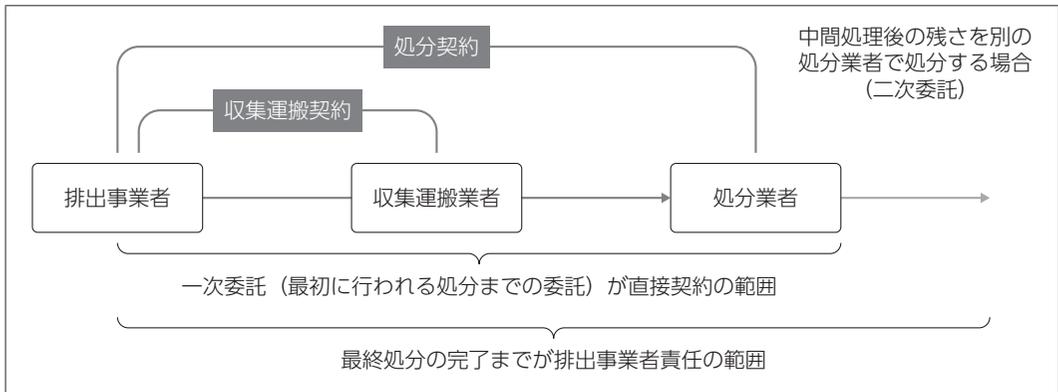
重要度
★★★

2-2 契約の相手方

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託するにあたり、収集運搬について収集運搬業者と、処分について処分業者と、それぞれに直接契約する必要があります。

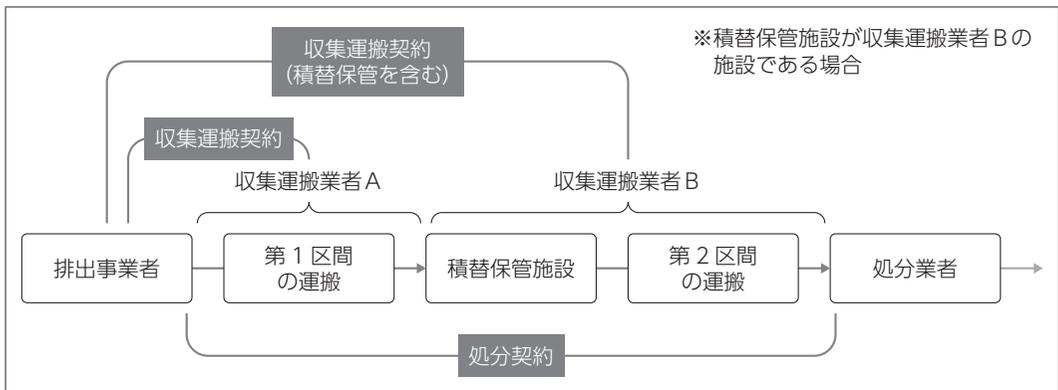
処分契約について、委託した中間処理によって最終処分が完了しない場合に、中間処理後の残さの最終処分を行う者との直接契約は必要ありません。ただし、中間処理の処分契約において、最終処分に関する情報も記載することになります。つまり、排出事業者が直接契約しなければならない処理業者は、最初に処分されるまでに処理を行う収集運搬業者と処分業者（一次委託の処理業者）であると言えます。この一次委託という表現は、法的な用語ではありませんが、廃棄物の処理を行う際によく使われる表現です。中間処理を複数回行う場合、廃棄物の処分が行われることを区切りとして、一般的に一次委託、二次委託……と使われます。

■ 図表 3-12 排出事業者が処理委託契約を締結しなければならない相手方



図表 3-13 のように処分施設までの収集運搬において、積替保管を行う場合、第1区間（排出事業場→積替保管場所）と第2区間（積替保管場所→処分施設）の収集運搬業者のそれぞれと収集運搬委託契約が必要となります。

■ 図表 3-13 積替保管を行う場合の直接契約の相手方



COLUMN.25

施設「見学」は無駄！施設確認で見るべきポイント

施設確認は、何の準備も無く施設を見せてもらうだけではただの施設「見学」となってしまいます。丁寧に説明をする処理業者もありますが、それでは排出事業者として、管理担当者として施設確認をする意义がありません。施設確認を行う際は、少なくとも次の3つのポイントは押さえるようにしましょう。

①チェックシートとカメラは必ず持参する

施設確認へ行く際は、事前にチェックすべき項目や基準を整理しておきましょう。そのためにはチェックシートの使用が有効です。**施設確認チェックシート**のひな形は様々な様式が公開されています。また、当日はカメラを持参し、施設確認の内容を社内で共有できるよう画像として保存します。

②オーバーフローのおそれがないかを確認する

オーバーフローとは実際の処理能力以上に廃棄物を受け入れてしまっている状態です。COLUMN.2で紹介したように、一般的な廃棄物処理業のビジネスモデルでは、経営の厳しい処理業者ほどオーバーフローになりやすい傾向があります。簡易なオーバーフローの確認方法は、廃棄物の保管量と処理能力、1日の搬入量について、処理業者からの聴取と自身の目の両方から確認し、比較することです。

③処理後の残さの状態を確認する

中間処理業者の質は残さの質にあると言えます。中間処理が不十分だと、二次委託先で受け入れられない、再生資源として売却できないなどのトラブルになります。